

相模原市議会と町田市議会との連携に関する協定書（案）

相模原市議会（以下「甲」という。）と町田市議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、二代表制の一翼を担う市議会が、包括的な連携のもと、甲と乙が相互に協力して取り組むべき課題に的確に対応するとともに、市民に信頼される議会を目指して、更なる議会の改革と機能の強化、人材の育成に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目標を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携し協力することに努める。

- （1）政策形成及び調査・研究に関すること。
- （2）人材育成及び研修・研究環境の充実に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までにいずれか特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年更新されたものとし、以降も同様とする。

（疑義の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年2月15日

甲 相模原市議会
議長 阿部 善博

乙 町田市議会
議長 上野 孝典